

## 次期計画の策定に向けて

「山形県男女共同参画計画」、「山形県DV被害者支援基本計画」及び「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」の計画終期は、令和7年度となっていることから、令和7年度までに新たな計画を策定することとなります。

## 1. 策定スケジュール（案）

令和6年度			
日程	男女共同参画審議会	男女共同参画推進本部会議・ 幹事会	事務局
4月			・県民と企業の「ワーク・ライフ・バランス」「男女共同参画（DV含む）」「女性活躍」に関する意識・実態調査実施
11月	◎第1回審議会開催 (策定に向けた意見交換)		↓
12月			・調査結果完成
1月			・調査結果の分析 ・現計画に基づく施策の現状と課題の把握
2月	◎第2回審議会開催 (調査結果、計画の体系(素案)審議)		
3月			・調査結果の公表
令和7年度			
6月	◎第1回審議会開催 (計画策定の諮問、体系案審議)	◎幹事会 (計画策定に向けた協力依頼)	・現状と課題を踏まえた重点課題の整理 ・体系(案)作成
8月	◎第2回審議会開催 (計画骨子(案)審議)	◎幹事会 (計画骨子(案)の意見聴取)	・市町村等との意見交換 ・計画骨子(案)作成
10月	◎第3回審議会開催 (計画(案)審議、答申)		・計画(案)作成 ・市町村等から意見聴取
1月			・パブコメ→計画最終(案)
3月		◎幹事会 ◎推進本部会議の開催 (計画最終(案)協議・決定)	・新計画公表

条 例

**山形県男女共同参画推進条例** (H14.7.2 公布・施行)

- 【基本理念】
- 1 男女の人権の尊重
  - 2 社会における制度又は慣行についての配慮
  - 3 方針等の立憲及び決定への共同参画
  - 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
  - 5 生涯にわたる健康の保持

- 【構成】
- ・責務（県・県民・事業者）
  - ・性別による権利侵害に関する配慮
  - ・男女共同参画の推進に関する施策の実施
  - ・男女共同参画審議会

具 体 化

計 画

**山形県男女共同参画計画** (R3.3 策定)

【これまでの経緯】

- 平成 13 年 3 月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成 13 年度～22 年度）  
平成 18 年 3 月 山形県男女共同参画計画（改訂版）策定  
平成 23 年 3 月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成 23 年度～27 年度）  
平成 28 年 3 月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：平成 28 年度～32 年度）  
令和 03 年 3 月 山形県男女共同参画計画策定（計画期間：令和 03 年度～07 年度）

【目指す社会】 互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会  
～暮らし・仕事・地域で幸せになれる山形県～

- 【基本の柱】
- 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
  - 2 いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり
  - 3 安全・安心に暮らせる社会づくり

推 進 体 制

**山形県男女共同参画審議会**

【組織】 委員：15 人

【機能】 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議

**山形県男女共同参画センター（愛称：チェリア）**

- ・平成 13 年 4 月 1 日に開設
- ・本県の総合的な男女共同参画施策を具体的に実施

**山形県男女共同参画推進本部**

【組織】 本部長：副知事

【所掌事項】 山形県男女共同参画計画の推進や、男女共同参画に関する施策にかかる関係部局間の連絡調整に関することなど

**山形県男女共同参画推進員**

【組織】 推進員：35 人

【機能】 地域における男女共同参画に関する普及・啓発活動、県の施策推進のための支援・協力活動等

県民との対話・連携

市町村との連携強化

企業との連携

NPOや女性団体との連携

総 合 的 な 推 進

男 女 共 同 参 画 社 会 の 実 現

## 2. ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査について

### 目 的

令和7年度に策定する「山形県男女共同参画計画」「山形県DV被害者支援基本計画」「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画（仮称）」並びに今後の県施策の企画・立案等における基礎資料とするため、男女共同参画に関する県民の意識や考え方、企業の実態やニーズなど幅広く調査するもの

### ○県民意識調査

#### 項 目

- (1) 男女共同参画社会について
- (2) 家庭と仕事の両立について
- (3) 就業状況・職場環境について
- (4) 家庭生活について
- (5) 配偶者・パートナーからの暴力について
- (6) LGBT 等性的少数者について
- (7) 地域活動等、社会参加について
- (8) 防災・復興について
- (9) 男女共同参画社会の実現に向けた取組みについて
  - ・ 女性の政治参画に係る質問【新規】
  - ・ 困難女性法に係る質問【新規】
  - ・ LGBT 等性的マイノリティに係る質問【追加】

#### 設 計

- (1) 調査対象：県内在住の18歳以上の個人2,000人
- (2) 調査方法：郵送及びウェブアンケートによる調査

### ○企業実態調査

#### 項 目

- (1) 事業所の概要について
- (2) 女性の管理職の登用について
- (3) 女性の活躍推進について
- (4) 育児・介護との両立支援の取組みについて
- (5) ハラスメント防止の取組みについて
- (6) 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)に対する認識等について
- (7) 県に期待することについて
  - ・ 性的マイノリティ等に関する企業の取組みについて【追加】

#### 設 計

- (1) 調査対象：県内に事業所を有する企業200社
- (2) 調査方法・郵送及びウェブアンケートによる調査